

③ 施策の体系 (案)



基本目標

取組の視点

関連施策 (例)

目指す姿

成果指標 基本理念

① 育む
～意識づくり～

多様性を認め合う心を育てます

【福祉教育】

② 寄り添う
～しくみづくり～

一人ひとりが望む支援を届けます

【包括的支援】

③ 参加する
～場づくり～

誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります

【活発な地域活動】

④ 活かす
～人づくり～

一人ひとりのできることを活かします

【地域活動の担い手支援】

⑤ 続ける
～つながりづくり～

支え合えるしくみを持続させます

【多様な主体の連携と継続】

1-1
多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

1-2
支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します

2-1
一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します

2-2
悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります

2-3
複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します

3-1
地域住民が世代を超えてつながり、交流します

3-2
住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

3-3
社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります

4-1
世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

4-2
地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

4-3
地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

5-1
地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

5-2
地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

5-3
地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

・地域福祉に関する事業の情報発信・広報啓発
・人権啓発事業

・学校現場などの「福祉教育」の推進
・ユニバーサルデザインの普及

・生活困窮者自立支援事業
・成年後見制度利用促進
・日常生活自立支援事業 等

・各種相談窓口の充実
・相談支援体制整備、制度周知

・重層的支援体制整備事業

・地域交流活動の推進
・各種センターの運営
・世代間交流事業 等

・地区懇談会の開催
・地区社協と連携した地域づくり 等

・生涯活躍のまち推進
・高齢者就労
・再犯防止推進事業 等

・ボランティアの育成、支援

・地域活動団体への支援
・民生委員・児童委員研修 等

・企業や大学等との連携 等

・高齢者実態調査
・見守りネットワーク
・生活支援ボランティア 等

・地区社協の活動支援
・地区社協の活動周知 等

・災害時要支援者名簿の整備
・福祉避難所の運営
・災害ボランティアセンター運営等

静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだと思おう市民の割合 54.9% ↓ 65.0%

だれもが ここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして

概要版



第4次静岡市地域福祉基本計画 (案) について、あなたの御意見をお寄せください

次のページから計画の詳細を是非ご覧ください

【期間】令和4年12月20日(火)から令和5年1月19日(木)まで(必着)

計画策定の趣旨

近年、全国的に少子高齢化や人口減少がさらに深刻化しており、加えて、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の流行等、厳しい社会状況に直面し、住民の安心した生活の維持がますます難しくなっています。

また、価値観の変化や生活様式の多様化により、個人や世帯で抱える課題は、核家族化や8050問題、1人暮らしの高齢者の増加や生活困窮など多岐にわたり、それらが複雑に絡み合っています。これらの課題は、個人や家庭の中だけでは解決することが難しく、地域のつながりや身近な住民同士の支え合いが、改めて必要とされています。

このため、行政や地域の住民、関係団体、民間事業者等が連携して地域づくりを進めていくために「地域福祉基本計画」を策定します。

◆意見応募用紙について

次の窓口等で意見応募用紙を配布しています。
また、第4次静岡市地域福祉基本計画の素案を御覧いただけます。

- (1) 静岡市役所 福祉総務課 (静岡市役所 静岡庁舎 新館14階)
- (2) 各区役所の市政情報コーナー
- (3) 井川支所、長田支所、蒲原支所
- (4) 各区の地域福祉推進センター
- (5) 市ホームページ



◆御意見の提出方法について

期間内に次のいずれかの方法で御提出ください。

- (1) 郵送 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 福祉総務課宛て
- (2) FAX FAX番号: 054-221-1091 (福祉総務課宛て)
- (3) 持参 静岡市役所 静岡庁舎 新館14階 福祉総務課
- (4) 電子申請 市ホームページから専用フォームにて御提出ください。

右のQRコードから提出できます。⇒



◆問合せ先

420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係宛て
TEL: 054-221-1366 / FAX: 054-221-1091

① 第4次静岡市地域福祉基本計画について

- **地域福祉基本計画**とは、「支える側」「支えられる側」の垣根を越えて、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けること＝「**地域共生社会の実現**」を目指すための、**住民主体**の行動計画です。
- 第3次地域福祉基本計画の見直しを行い、**令和5年度～令和12年度の8年間**の「第4次静岡市地域福祉基本計画」を策定します。
- 本市の総合計画や健康福祉、子どもの分野等、**関係する他の計画とも整合**を図って策定します。また、2030年までの国際目標である**SDGsの理念「誰一人取り残さない」**は、地域共生社会の理念や地域福祉の推進の考え方とも重なります。

市民アンケート／地区懇談会の意見

- ①「地域福祉」の課題について
 - ・そもそも「地域福祉」って何？
 - ・市や市社協がどんな福祉施策をやっているのか伝わらない
- ②福祉の支援・相談窓口について
 - ・生活保護等のセーフティネットは充実してきたが、大人の引きこもり、介護＋育児など解決の難しい問題を抱える世帯が増えた
 - ・相談先がわからず、声を上げられない
 - ・近所付き合いが減った。孤立している人も

【セーフティネットが整備されているまちだと思う市民の割合】

セーフティネット：最低限の社会保障や生活保障のしくみ

2013	2018	2021	8年間で
32.0%	39.5%	41.4%	9.4% アップ!

【成年後見制度の市長申立ての件数】

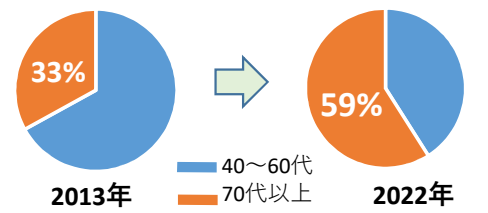
判断能力を失った身寄りのない高齢者等の権利を守る制度

2013	2018	2021	8年間で
26件	47件	59件	2.27倍に!

①地域の課題に気づく**意識の醸成**
福祉施策の周知・啓発が必要

②必要な人に**支援が届く「しくみ」**
相談支援のさらなる**充実**

【民生委員・児童委員の約6割が70歳以上】



市民アンケート／地区懇談会の意見

- ③地域活動について
 - ・地域で交流できる場所がない
 - ・地域の課題を話し合う場がない
- ④担い手について
 - ・地域の担い手不足・高齢化
 - ・ボランティアをしたくても、活動時間や方法が合わない
 - ・自分のできることを活かして地域で活躍したい

③地域で**交流・活動ができる居場所**
や機会が必要、**地域活動の活性化**

④地域活動を支える**担い手の確保や**
育成、活動支援が必要

地区懇談会の意見

- ⑤地域の**つながり**について
 - ・一人暮らしの高齢者世帯が増えている、見守りをしてほしい
 - ・地域の人との**つながり**がない

⑤地域住民同士の**つながり、支え合い**
の関係性が必要、**助け合いの循環**

静岡市の課題

- ①自分の住む地域の課題を「自分ごと」として捉えている人が少ない。また、行政や社協の地域福祉施策が住民に浸透していない。
⇒「**福祉教育**」の**充実、意識啓発**
- ②8050問題やヤングケアラーなど、課題は複雑化・複合化している。認知症高齢者の増加により権利擁護支援の必要性が高まっている。必要な人に支援が届かず孤立してしまう。
⇒**包括的な相談支援**
- ③多世代で交流する場や機会、地域課題を解決するための活動の場が少ない。地域活動やボランティア活動の活動時間や参加方法の見直しが必要
⇒**地域活動の充実**
- ④自治会・町内会の担い手の高齢化や、民生委員・児童委員の新たな担い手の確保が難しく、活動の負担が大きい。
⇒**担い手の確保、活動支援**
- ⑤生活環境や価値観の変化により、従来の地縁組織の活動維持が困難になり、地域の結びつきが希薄化している一方で、安否確認の声かけや災害時の助け合いなど、身近な地域の支え合いは今も必要とされている。
⇒**地域の支え合いの強化**

理念基本

だれもがここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして
～ みんなでつくる ともに支え合うまち しずおか ～

基本目標

- ①**育む** 意識づくり
多様性を認め合う心を育てます 【福祉教育】
- ②**寄り添う** しくみづくり
一人ひとりが望む支援が届けます 【包括的支援】
- ③**参加する** 場づくり
誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】
- ④**活かす** 人づくり
一人ひとりのできることを活かします 【地域活動の担い手支援】
- ⑤**続ける** つながりづくり
支え合えるしくみを持続させます 【多様な主体の連携と継続】

計画の特徴

◆市「**地域福祉計画**」＋市社協「**地域福祉活動計画**」＝**地域福祉基本計画**
市で策定する「**地域福祉計画**」と市社協で策定する「**地域福祉活動計画**」を合わせて「**地域福祉基本計画**」としています。市と市社協は、共通の基本理念や基本目標のもと、一体的に地域福祉を推進します。また本計画は、行政や市社協だけでなく、地域の住民、関係団体、民間事業者等が**連携して推進**するものです。

◆**動詞型の基本目標と「福祉教育」の重要性** **NEW!**
第3次地域福祉基本計画の理念等を引き継ぎつつ、今回の計画は**目標に向けての「行動」をわかりやすくするために「動詞型」で基本目標を設定**しました。また、支援のしくみづくりや人づくりの根本になるのは地域福祉の「意識づくり」であると整理し、意識の醸成のための「福祉教育」を重要な目標であると位置づけました。

◆「**重層的支援体制整備事業**」の**位置づけ** **NEW!**
今後、本格実施を予定している「**重層的支援体制整備事業**」について、これまでの本市の取組を整理し、今後の体制等について具体的に示しています。
※「**重層的支援体制整備事業**」とは、制度の狭間や複合的な課題について、多機関で連携し包括的な相談支援体制を作ることで困難事例の解決を進める制度です。

◆「**成年後見制度利用促進計画**」を**一体化** **NEW!**
ますます進む高齢化社会に対応するため、判断能力が低下した人の自分らしい暮らしを支援する成年後見制度を、地域共生社会の実現のための重要な施策の1つに位置づけ、地域福祉基本計画と「**成年後見制度利用促進計画**」を一体のものとして策定します。